

2014年5月14日

各位

会社名 大塚ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 樋口 達夫
(コード番号：4578 東証一部)
問合せ先 IR部 IR担当部長 木村 琢磨
(TEL 03-6361-7411)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2014年6月27日開催予定の第6期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、海外売上比率の高い当社グループのグローバルな活動について、より適時的確な経営情報を開示することを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第12条、第13条、第40条及び第42条に所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い第7期事業年度は、2014年（平成26年）4月1日から12月31日までの9ヵ月間となるため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2014年6月27日（金曜日）
定款変更の効力発生日	2014年6月27日（金曜日）

※現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

<http://www.otsuka.com/jp/ir/stock/pdf/association/20101112.pdf>

※決算期の変更につきましては、2013年11月13日に公表した「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>第 14 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日から<u>翌年 3</u>月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月 30 日とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月 31 日とする。</p> <p>第 14 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から <u>12</u>月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u>月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月 30 日とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 第 40 条の規定にかかわらず、2014 年（平成 26 年）4 月 1 日から始まる第 7 期事業年度は同年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第 2 条 第 42 条の規定にかかわらず、第 7 期事業年度の中間配当の基準日は 2014 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>第 3 条 前 2 条及び本条は、第 7 期事業年度経過後これを削除する。</u></p>

以上